

## 外貿定期コンテナ航路等拡充支援事業補助金 申請上の留意点

令和8年度 外貿定期コンテナ航路等拡充支援事業補助金については、外貿定期コンテナ航路等拡充支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか、本留意点を参照のうえ申請等をしてください。

### 1 「外貿定期コンテナ航路等拡充支援事業」の概要

新潟港又は直江津港に外貿定期コンテナ航路等を新たに開設又は既存航路を拡充した運航船社に対し、岸壁使用料、入港料及びガントリークレーン使用料の支払実績に応じた補助金を交付する制度です。

### 2 補助金交付対象者等（要綱第1条）

新潟港又は直江津港に外貿定期コンテナ航路等を新たに開設又は既存航路を拡充した運航船社です。

補助金の交付申請に際して、外国籍の運航船社は、この補助金に関する手続き及び補助金の受領等に関する一切の権限を日本国内代理店法人又は港運企業に包括委任してください。

### 3 外貿定期コンテナ航路等（要綱第1条）

要綱で定める「外貿定期コンテナ航路等」とは次の航路をいいます。

- (1) 外貿定期コンテナ航路
- (2) 定期国際フェリー航路等で、コンテナの国際輸送も行う航路
- (3) 外貿定期航路に接続する内航定期フィーダー航路（新規就航のみ補助対象）

### 4 補助対象航路（要綱第2条）

要綱第2条第1項第2号に定める「外貿定期コンテナ航路等の既存航路の改編を行い、新たに他国の港に延伸し寄港する航路」には、香港、台湾への寄港を含みます。

### 5 申請手続

- (1) この補助事業の手続きは、①補助金交付申請、②実績報告の2段階となり、いずれの手続きも事業年度ごとに行う必要があります。
- (2) 申請書は日本語で作成してください。
- (3) 申請の内容
  - ①補助金交付申請書（要綱第5条）

ア 交付申請は「別記様式第1号」を知事に提出することが必要です。

イ 申請期限は、寄港開始日の前日までとなります。

ウ 申請の結果は「別記様式第2号」により申請者に通知します。

#### ②補助金変更交付申請書（要綱第6条）

ア ①ウの交付決定書の内容に変更が生じる場合には「別記様式第3号」を知事に提出することが必要です。

イ 申請の結果は「別記様式第4号」により申請者に通知します。

ウ 変更交付申請書を提出する場合を除いて、「別記様式第1号」による交付申請の内容に変更が生じる場合には「別記様式第5号」により、変更が生じる都度、その変更の内容を知事に届出する必要があります。

#### ③交付決定の取消（要綱第7条、第8条）

ア 航路を中止又は廃止する場合や補助金の交付を辞退する場合には「別記様式第6号」により、その旨を知事に届ける必要があります。

イ 前記の届出があった場合や、補助対象航路に該当しなくなった場合、寄港回数が4分の3回を下回るなど航路の定期性に問題が生じる場合には、交付決定の取り消しを行うことがあります。

ウ 交付決定を取り消した場合で、既に補助金を受領している場合には、その返還を求めます。

#### ④実績報告書（要綱第10条）

ア 事業年度ごとに補助対象期間の実績を取りまとめ、「別記様式第7号」を知事に提出する必要があります。

イ 提出期限は、補助期間終了後1か月以内か、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までとします。

#### 【問い合わせ先】

新潟県 交通政策局 港湾振興課

港湾企画振興班

TEL：025-280-5455（直通）

FAX：025-280-5089